

水俣市議会

総検診は不可能

水俣病で助役が答弁

定例水俣市議会五日目の十七日は、午前十時半から本会議を開き、前島昭光（自民）森若雄（社会）坂口満（新政）山川正進（公明）吉井喜三郎（自民）森口誠信（社会）の各議員が一般質問に立った。

そのうち森、山川両議員は水俣病問題で市民の総検診、厚生省の医療費補助などを取り上げたが、渡辺助役（市長代行）は総検診について「不可能」と答えた。

森、山川両議員は①不顕性水俣病が明らかに、住民の総検診をする必要がある②もし審査の申し出があれば水俣病審査会はどうなる患者でも審査するのか③厚生省の患者に対する医療費補助はど

うなるのか④医療費が打ち切られた場合訴訟派、水俣病補償処理委員会十任派の医療費負担はどうなるか⑤水俣病救済金の配分はどうなっているかなどを聞いた。

これに対し渡辺助役は「総検診は県議会でも取り上げられたように費用、時間、技術的な面などで

実際問題として不可能だ。検査には精密な検診が必要で一人二万円はかかる。しかし疑いがある人については県でもいつているように観察、検査する必要がある。厚生省の医療費補助はさきに上京したさい、厚生省は大蔵省との折衝の結果補助はできないと言っていた。しかし少なくとも公費二法、チッソとの補償がはつきりするま

では援助してほしいと要請してきた。その通り厚生省もやるという。訴訟派、一任派とも違った取り扱いをすることは好ましくない。いずれにしても現在の段階では患者に医療費は負担させてはならない」と答弁した。

また県水俣病患者審査会のメンバーである大橋市立病院長は「審査会は申し出があればどんな症状の患者でも全員受け付けるかどうかはつきりした方針は決めている。総検診はやるのが望ましいが不可能であるというのが審査会の一致した意見である」と答えた。救済金については緒方総務課長が「昨年末まで集まった二百五十五万六千円はすでに水俣病患者

家庭互助会に支払った。その後互助会が分裂状態になっており、分裂後に集まった約十五万五千円は預金してある。しかしいずれにしても互助会に支払わなければならない」と答えた。

十八日は本会議で質疑、午後は各委員会が開かれる。